

確認2 指導計画の作成と内容の取扱い

小学校(3~4年生)

各教科	道徳科	外国語活動	総合的な学習の時間	特別活動
-----	-----	-------	-----------	------

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。(中略)

(9) 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

■学習活動を行う場合に生じる困難さとは

見えにくさ、聞こえにくさ、道具の操作の困難さ、移動上の制約、健康面や安全面での制約、発音のしにくさ、心理的な不安定、人間関係形成の困難さ、読み書きや計算等の困難さ、注意の集中を持続することが苦手であることなど

障害種別の配慮例(総則)に加え、各教科の解説も充実



19

■困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫とは

(外国語科の例)

- 音声を聞き取ることが難しい場合、**外国語と日本語の音声やリズムの違いに気付くことができるよう**、リズムやイントネーションを、**教員が手拍子を打つ、音の強弱を手を上下に動かして表す**などの配慮をする。

(音楽科の例)

- 音楽を形づくっている要素(リズム、速度、旋律、強弱、反復等)の聴き取りが難しい場合は、**要素に着目しやすくなるよう**、音楽に合わせて一緒に拍を打ったり体を動かしたりするなどして、**要素の現れ方を視覚化、動作化する**などの配慮をする。

(算数科の例)

- 「商」「等しい」など、児童が日常使用することが少なく、抽象度の高い言葉の理解が困難な場合には、児童が**具体的にイメージをもつことができるよう**、児童の**興味・関心や生活経験に関連の深い題材を取り上げて、既習の言葉や分かる言葉に置き換える**などの配慮をする。

■計画的、組織的に行うとは

個別の指導計画の活用・・・必要な配慮を教員間で共有・引継ぐ

20

確認3 個々の幼児児童生徒の実態に応じた自立活動の指導の充実に向けた取組

特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編
(幼稚園・小学部・中学部)

○実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの例

全障害種にわたって流れの例を掲載 (2事例→13事例)



- 内容例 1 肢体不自由 (脳性まひ) と重度の知的障害 (小学部)
- 内容例 2 聴覚障害 (高等部)
- 内容例 3 視覚障害 (小学部)
- 内容例 4 聴覚障害 (幼稚園)
- 内容例 5 知的障害 (中学部)
- 内容例 6 肢体不自由 (高等部)
- 内容例 7 病弱 (中学部)
- 内容例 8 言語障害 (小学校)
- 内容例 9 自閉症 (中学部)
- 内容例 1 0 学習障害 (高等学校)
- 内容例 1 1 注意欠陥多動性障害 (小学校)
- 内容例 1 2 高機能自閉症 (アスペルガー症候群を含む) (小学校)
- 内容例 1 3 盲ろう (中学部)



確認4 (自立活動の)個別の指導計画の作成と内容の取扱い

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第7章 自立活動

第3 個別の指導計画の作成と内容の取扱い

(前略)

2 個別の指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 個々の児童又は生徒について、障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの実態を的確に把握すること。
- (2) 児童又は生徒の実態把握に基づいて得られた指導すべき課題相互の関連を検討すること。その際、これまでの学習状況や将来の可能性を見通しながら、長期的及び短期的な観点から指導の目標を設定し、それらを達成するために必要な指導内容を段階的に取り上げること。
- (3) 具体的な指導内容を設定する際には、以下の点を考慮すること。
 - ア 児童又は生徒が、興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうとともに自己を肯定的にとらえることができるような指導内容を取り上げること。
 - イ 児童又は生徒が、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲を高めることができるような指導内容を重点的に取り上げること。
 - ウ 個々の児童又は生徒が、発達の遅れている側面を補うために、発達の進んでいる側面を更に伸ばすような指導内容を取り上げること。
 - エ 個々の児童又は生徒が、活動しやすいように自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるような指導内容を計画的に取り上げること。
 - オ 個々の児童又は生徒に対し、自己選択・自己決定する機会を設けることによって、思考・判断・表現する力を高めることができるような指導内容を取り上げること。
 - カ 個々の児童又は生徒が、自立活動における学習の意味を将来の自立や社会参加に必要な資質・能力との関係において理解し取り組めるような指導内容を取り上げること。

(4) 児童又は生徒の学習の状況や結果を適切に評価し、個別の指導計画や具体的な指導の改善に生かすよう努めること。

(後略)

GIGAスクール構想の加速による学びの保障

令和2年度補正予算額 2,292億円



目的

「1人1台端末」の早期実現や、家庭でも繋がる通信環境の整備など、「GIGAスクール構想」におけるハード・ソフト・人材を一体とした整備を加速することで、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により全ての子どもたちの学びを保障できる環境を早急に実現

児童生徒の端末整備支援

- 「1人1台端末」の早期実現 **1,951億円**

令和5年度に達成するとされている端末整備の前倒しを支援。令和元年度補正措置済（小5,6,中1）に加え、残りの中2,3,小1～4すべてを措置
対象：国・公・私立の小・中・特支等
国公立：定額上限4.5万円、私立1/2（上限4.5万円）

- 障害のある児童生徒のための入出力支援装置整備 **11億円**

視覚や聴覚、身体等に障害のある児童生徒が、端末の使用にあたって必要となる障害に対応した入出力支援装置の整備を支援
対象：国・公・私立の小・中・特支等
国立、公立：定額 私立：1/2

学校ネットワーク環境の全校整備

71億円

整備が可能となる未光地域やWi-Fi整備を希望し、令和元年度補正に計上していなかった学校ネットワーク環境の整備を支援
対象：公立の小・中・特支、高等学校等
公立：1/2

GIGAスクールサポーターの配置

105億円

急速な学校ICT化を進める自治体等を支援するため、ICT関係企業OBなどICT技術者の配置経費を支援
対象：国・公・私立の小・中・高校・特支等
国立：定額、公私立：1/2

緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備

- 家庭学習のための通信機器整備支援 **147億円**

Wi-Fi環境が整っていない家庭に対する貸与等を目的として自治体が行う、LTE通信環境（モバイルルータ）の整備を支援
対象：国・公・私立の小・中・高校・特支等、年収400万円未満（約147万台）
国公立：定額（上限1万円）、私立1/2（上限1万円）

- 学校からの遠隔学習機能の強化 **6億円**

臨時休業等の緊急時に学校と児童生徒がやりとりを円滑に行うため、学校側が使用するカメラやマイクなどの通信装置等の整備を支援
対象：国・公・私立の小・中・高校・特支等
公私立：1/2（上限3.5万円）、国立：定額（上限3.5万円）

- 「学びの保障」オンライン学習システムの導入 **1億円**

学校や家庭において端末を用いて学習・アセスメントが可能なプラットフォームの導入に向けた調査研究

施策の想定スキーム図



23/3

特別支援教育支援員の地方財政措置について



「特別支援教育支援員」は、公立幼稚園、小・中学校、高等学校において、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教師等と連携のうえ、日常生活上の介助（食事、排泄、教室の移動補助等）、発達障害等の幼児児童生徒に対する学習支援、幼児児童生徒の健康・安全確保、周囲の幼児児童生徒の障害理解促進等を行う。

○特別支援教育支援員の配置に係る経費（継続）

公立幼稚園、小・中学校及び高等学校において、障害のある幼児児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う「特別支援教育支援員」を配置するため、都道府県・市町村に対して、必要な経費を措置するもの。



学校種	令和2年度	令和元年度
幼稚園	7,900人	7,800人
小・中学校	57,000人	56,600人
高等学校	900人	600人
合計	65,800人	65,000人

平成19年度～：公立小・中学校について地方財政措置を開始
平成21年度～：公立幼稚園について地方財政措置を開始
平成23年度～：公立高等学校について地方財政措置を開始

24

I 聴覚障害教育を取り巻く状況と取り組むべき課題

- 1 一人一人の幼児児童生徒に応じた教育の充実
 - 特別支援教育教育課程研究協議会から
 - **学習の基盤となる資質・能力の育成を目指して**
 - － 情報活用能力 －
- 2 保護者や学校以外の関係者に対する説明
 - 目に見えないことを伝える取組
- 3 医療・福祉・労働等の関係機関との連携
 - 保健、医療、福祉と連携した聴覚障害のある乳幼児に対する教育相談充実事業
- 4 地域や社会との連携や協働

25

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第1章総則 第3節 教育課程の編成

2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成

- (1) 各学校においては、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮し、言語能力、**情報活用能力(情報モラルを含む。)**、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領解説 第3節の2

(1) 学習の基盤となる資質・能力

イ 情報活用能力

情報活用能力は、世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な**資質・能力である**。将来の予測が難しい社会において、情報を主体的に捉えながら、何が重要かを主体的に考え、見いだした情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑んでいくためには、情報活用能力の育成が重要となる。また、情報技術は人々の生活にますます身近なものとなっていくと考えられるが、そうした情報技術を手段として学習や日常生活に活用できるようにしていくことも重要となる。

26

情報活用能力をより具体的に捉えれば、学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力であり、さらに、このような学習活動を遂行する上で必要となる情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等も含むものである。こうした情報活用能力は、各教科等の学びを支える基盤であり、これを確実に育てていくためには、各教科等の特質に応じて適切な学習場面で育成を図ることが重要であるとともに、そうして育まれた情報活用能力を発揮させることにより、各教科等における主体的・対話的で深い学びへとつながっていくことが一層期待されるものである。

(後略)

(参考：情報活用能力を構成する資質・能力)

(知識・技能) 情報と情報技術を活用した問題の発見・解決等の方法や、情報化の進展が社会の中で果たす役割や影響、情報に関する法・制度やマナー、個人が果たす役割や責任等について、情報の科学的な理解に裏打ちされた形で理解し、情報と情報技術を適切に活用するために必要な技能を身に付けていること。

(思考力・判断力・表現力等) 様々な事象を情報とその結びつきの視点から捉え、複数の情報を結びつけて新たな意味を見出す力や、問題の発見・解決等に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力を身に付けていること。

(学びに向かう力・人間性等) 情報や情報技術を適切かつ効果的に活用して情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする態度等を身に付けていること。

【中央教育審議会答申別紙3-1】

27

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第1章総則 第4節 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(3) 第3節の2の(1)に示す**情報活用能力の育成を図るため**、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために**必要な環境を整え**、これらを**適切に活用した学習活動の充実を図る**こと。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。あわせて、**小学部においては、各教科等の特質に応じて、次の学習活動を計画的に実施すること。**

ア 児童がコンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動

イ 児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動

28

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領解説総則編

第4節 教育課程の実施と学習評価

(3)コンピュータ等や教材・教具の活用, コンピュータの基本的な操作やプログラミングの体験(第1章第4節の1の(3))

児童生徒に第1章総則第3節の2の(1)に示す**情報活用能力の育成を図るためには**, 各学校において, コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段及びこれらを日常的・効果的に活用するために必要な環境を整えるとともに, 各教科等においてこれらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが重要である。また, 教師がこれらの情報手段に加えて, 各種の統計資料や新聞, 視聴覚教材や教育機器などの教材・教具を適切に活用することが重要である。(中略)

今回の改訂においては, コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段の活用について, こうした**情報活用能力の育成もそのねらいとするとともに**, 人々のあらゆる活動に今後一層浸透していく情報技術を, **児童生徒が手段として学習や日常生活に活用できるようにするため**, 各教科等においてこれらを適切に活用した学習活動の充実を図ることとしている。(中略)

特に, 特別支援学校においては, 児童生徒の学習を効果的に進めるため, **児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じてコンピュータ等の教材・教具を創意工夫するとともに**, それらを活用しやすい学習環境を整えることも大切である。(中略)

29

これらのコンピュータ等の教材・教具を有効, 適切に活用するためには, 教師はそれぞれの教材・教具の特性を理解し, 指導の効果を高める方法について, 絶えず研究するとともに, 校内のICT環境の整備に努め, 児童生徒も教師もいつでも使えるようにしておくことが重要である。また, **小学部においては特に**, 情報手段の基本的な操作の習得に関する学習活動及びプログラミングの体験を通して論理的思考力を身に付けるための学習活動を, **カリキュラム・マネジメントにより各教科等の特質に応じて計画的に実施すること**としている。

教科等の学習においてコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用していくに当たっては, **少なくとも児童が学習活動に支障のない程度にこれら情報手段の操作を身に付けている必要がある**。このため, 小学部段階においてはそれらの情報手段に慣れ親しませることから始め, 学習活動を円滑に進めるために必要なキーボードなどによる文字の入力, 電子ファイルの保存・整理, インターネット上の情報の閲覧や電子的な情報の送受信や共有などの基本的な操作を確実に身に付けさせるための学習活動を, カリキュラム・マネジメントにより各教科等の特質に応じて計画的に実施していくことが重要である。それとともに, **文章を編集したり図表を作成したりする学習活動, 様々な方法で情報を収集して調べたり比較したりする学習活動, 情報手段を使った情報の共有や協働的な学習活動, 情報手段を適切に活用して調べたものをまとめたり発表したりする学習活動などを充実していくことが重要である**。

30

その際、総合的な学習の時間の探究的な学習の過程において「コンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得し、情報や情報手段を主体的に選択し活用できるよう配慮すること」(第5章総合的な学習の時間で準用する小学校学習指導要領第5章第3の2の(3))とされていること、さらに国語科のローマ字の指導に当たってこのこととの関連が図られるようにすること(第2章第1節の第1款において準用する小学校学習指導要領第2章第1節国語の第3の2の(1)のウ)とされていることなどを踏まえる必要がある。

(中略)小学部段階において学習活動としてプログラミングに取り組むねらいは、プログラミング言語を覚えたり、プログラミングの技能を習得したりといったことではなく、**論理的思考力を育むとともに、プログラムの働きやよさ、情報社会がコンピュータをはじめとする情報技術によって支えられていることなどに気づき、身近な問題の解決に主体的に取り組む態度やコンピュータ等を上手に活用してよりよい社会を築いていこうとする態度などを育むこと**、さらに、**教科等で学ぶ知識及び技能等をより確実に身に付けさせること**にある。したがって、教科等における学習上の必要性や学習内容と関連付けながら計画的かつ無理なく確実に実施されるものであることに留意する必要があることを踏まえ、**小学部においては、教育課程全体を見渡し、プログラミングを実施する単元を位置付けていく学年や教科を決定する必要がある。**

(後略)

31

幼稚部はどうか？

特別支援学校幼稚部教育要領第1章総則

第3 幼稚部における教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

1 幼稚部においては、生きる力の基礎を育むため、この章の第1に示す幼稚部における教育の基本を踏まえ、次に掲げる資質・能力を一体的に育むよう努めるものとする。
(1) 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かたり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」(2) 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」(3) 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」
2 1に示す資質・能力は、第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体によって育むものである。
3 次に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚部修了時の具体的な姿であり、幼児の障害の状態や特性及び発達程度等に応じて、教師が指導を行う際に考慮するものである。

(1) 健康な心と体、(2) 自立心、(3) 協同性、(4) 道徳性・規範意識の芽生え、(5) 社会生活との関わり、(6) 思考力の芽生え、(7) 自然との関わり、(8) 数量や図形、標識や文字などへの関心、(9) 言葉による伝え合い、(10) 豊かな感性と表現

32

特別支援学校幼稚部教育要領第1章総則
第5 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価

3 指導計画の作成上の留意事項 指導計画の作成に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(6) 幼児期は直接的な体験が重要であることを踏まえ、視聴覚教材やコンピュータなど情報機器を活用する際には、幼稚部における生活では得難い体験を補完するなど、幼児の体験との関連を考慮すること

幼稚部における生活、活用する教材・教具について、情報活用能力の資質・能力の基礎や素地となるものを価値付ける。



- ① 森のイラストを掲示しておく。
- ② タブレット端末からセミの動画・音声を流す。(森の中から出てきたように教師がタブレット端末を動かす)

季刊特別支援教育 75号解説2

「聴覚障害教育におけるICTの活用による学習活動の充実」

33

学校におけるカリキュラム・マネジメント～考えられる取組～

これまでの学習活動、教材・教具の活用を振り返り、価値付ける。



「ICTを効果的に活用した子供たちの主体的な学びの実現～学びのイノベーション事業実証研究報告書のポイント～」(文部科学省)p4～p5 活用学習場面

例) 同一教科内で
国語科の年間指導計画に符号を入れる。
→ 国語科の小・中・高等部を突き合わせてみる。

例) 教科等横断的な視点で
各教科等の年間指導計画に符号を入れる。→ 各教科等間で突き合わせてみる。

学部内で、学校全体で活用場面、目的、子供の活用の程度など方針を決めていく。



34

